

# 協会けんぽの財政健全化の取組について

平成23年11月24日  
厚生労働省保険局

# 協会けんぽの財政再建の特例措置(H22~24年度の3年間)

「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)」(平成22年通常国会で改正)による措置

## 1 国庫補助率の引上げ : 13% → 16.4% (本則水準)

・国庫補助引上げに必要な財源

23・24年度 約1800億円    22年度(8カ月分) 約1200億円

・国庫の純増

23・24年度 約920億円    22年度(8カ月分) 約610億円

※ 25年度以降の国庫補助率:「高齢者医療制度の検討状況とともに、協会けんぽの財政状況、国の財政状況等を勘案の上、24年度までの間に検討」(改正法附則の検討規定)

## 2 後期高齢者支援金(1/3)への総報酬割の導入

・負担能力に応じた分担(総報酬割)

## 3 単年度収支均衡原則の緩和

・平成21年度末の累積債務4500億円を3年間で解消



協会けんぽの平均保険料率

8. 2% (H21) → 9. 9% (特例措置なかりせば) → 9. 34% の引上げに抑制

# 協会けんぽの国庫補助(13%→16.4%)の規定 「附則第5条の特例規定として、3年間の経過措置を追加」

- 協会けんぽの国庫補助率の規定は、平成22年国保法等の一部改正法により、それまでの健康保険法の附則の規定で「当分の間13%」としているものを、さらに3年間(22年度~24年度)読み替える改正を行った。
- 改正法の規定は、24年度までの規定であるので、24年度中に法律上の手当を行わない場合、国庫補助の水準が13%に戻ることになる。

## 本則

国庫は、「16.4%から20%までの範囲内において政令で定める割合」(※)を補助  
※政令は制定されていない。

## 附則 第5条

当分の間、本則中「16.4%から20%までの範囲内において政令で定める割合」とあるのは「13%」とする。

## 【追加】 附則第5条の2

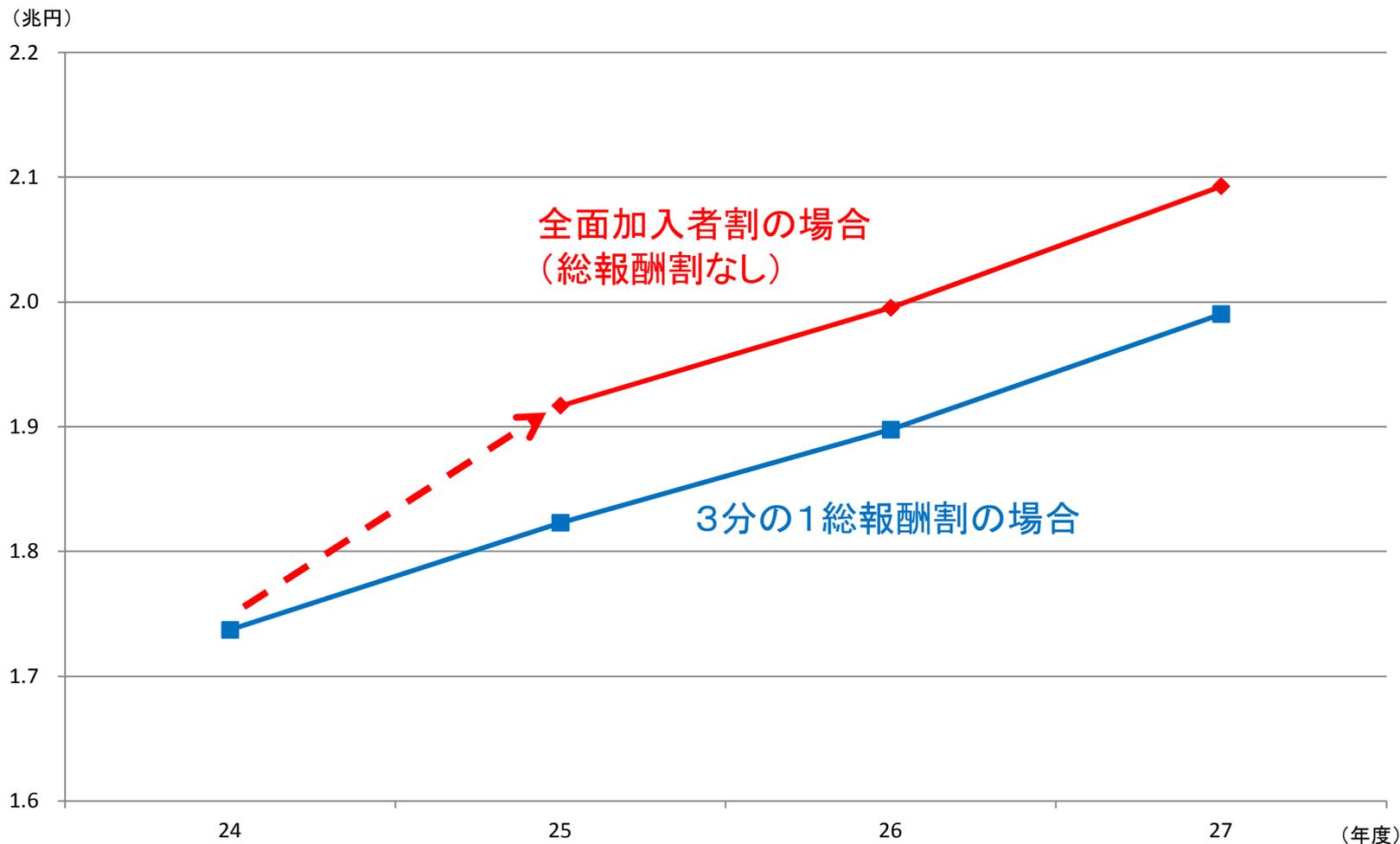
平成22年度から24年度までの間、附則第5条中「13%」とあるのは「16.4%」とする。

## 【追加】改正法附則第2条: 検討規定

附則第5条及び第5条の2の規定について、協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成24年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

# 協会けんぽの後期高齢者支援金の見通し

- 協会が負担する後期高齢者支援金は、今後も増加していくことが見込まれる。
- 24年度までの協会けんぽの財政再建の特例措置の終了後に、3分の1総報酬割から全面加入者割となる場合、協会けんぽの25年度の支援金等の負担は、24年度より急激に上昇することになる。



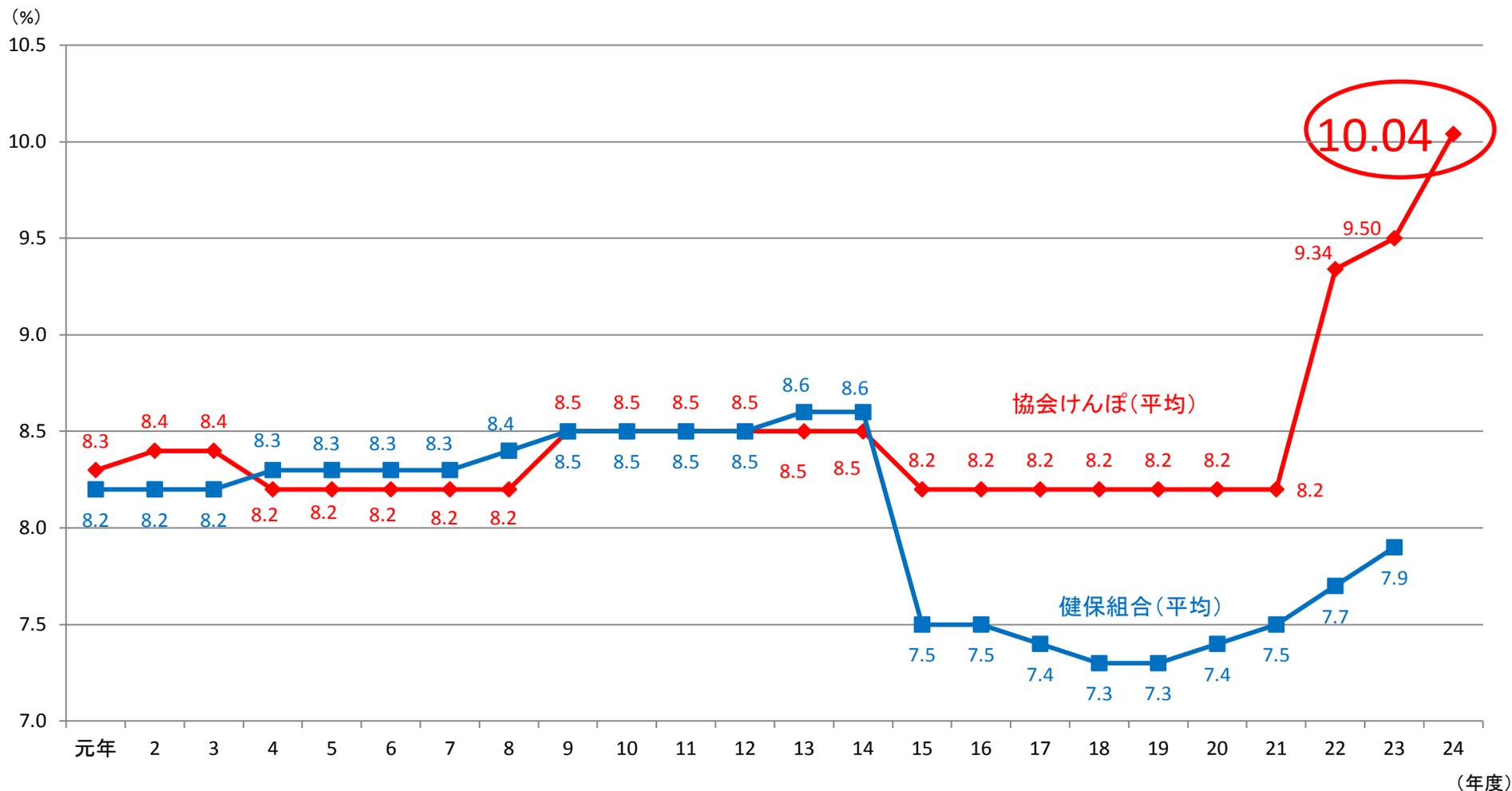
(注1) 後期高齢者支援金に係る前期納付金分も含む。

(注2) 平成23年6月2日社会保障改革に関する集中検討会議で公表している将来推計を基礎として推計。

(注3) 診療報酬改定等の影響は含んでいない。また、精算は含んでいない。

# 協会けんぽと健保組合の保険料率の推移

- 平成15年度から総報酬制（賞与も保険料算定の基礎とする）の導入とともに、中小企業の経営環境の悪化に伴い、協会けんぽと健保組合の保険料率の差も拡大。



【出典】健康保険組合の保険料率（調整保険料率含む）は、「組合決算概況報告」、「平成22年度健保組合決算見込の概要」及び「平成23年度健康保険組合の予算早期集計について」による。

（注）平成24年度の協会けんぽの料率は、11月21日全国健康保険協会運営委員会資料より

## 協会けんぽの平成24～28年度の平均保険料率の見通し試算（全国健康保険協会試算）

協会けんぽで、第28回協会けんぽ運営委員会資料(平成23年3月16日)における収支見通しの前提を基本とし、平成24年度の収支見込み(平成23年11月21日運営委員会提出資料)を足下とした5年間の収支見通しを試算した。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(1) 経済低位ケース×0.5	10.0%	10.2%	10.5%	10.6%	10.8%
(2) 平成24年度以降 0%		10.3%	10.6%	10.9%	11.1%
(3) 平成24年度以降▲0.6%		10.3%	10.7%	11.1%	11.4%

(参考)

① 総報酬額の見通し: 次の3ケースの賃金上昇率を使用

賃金上昇率の見通し	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(1) 経済低位ケース × 0.5	0.70%	0.80%	0.80%	1.05%
(2) 0%で一定	0%	0%	0%	0%
(3) 過去10年間の平均で一定	▲ 0.6%	▲ 0.6%	▲ 0.6%	▲ 0.6%

(注) 経済低位ケースは、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し(平成21年財政検証結果)」(平成21年2月)における賃金上昇率の前提である。

② 医療給付費の伸び率は、70歳未満は1.6%、70歳以上75歳未満は1.9%、75歳以上は2.2%とし、70歳以上75歳未満の患者負担の特例的引下げは24年度以降も継続されると仮定している。

## 協会けんぽ対策の今後の在り方について

○協会けんぽについては、団塊の世代の高齢化を控える中で、**財政状況が急激に悪化しており、緊急の財政支援が必要**。また、平成21年度以降、**健保組合と協会けんぽの保険料率の乖離は急速に拡大**。

○他方、後期高齢者支援金について、「**高齢者医療制度改革会議**」最終とりまとめ（平成22年12月20日）では、現行の負担能力に応じた公平な支え合いの仕組みとする観点から、**被用者保険における総報酬割を後期高齢者支援金の1/3から全体に拡大**する旨を提示。

※最終とりまとめでは、現役並み所得を有する75歳以上高齢者の医療給付費についても、他と同様5割の公費負担を行う旨を提示。（総報酬割の導入によって得られる国庫負担分については、協会けんぽに対する国庫負担割合の引上げのほか、財政力の弱い健保組合への支援、前期高齢者への公費投入に活用すべきとの意見あり。）

○協会けんぽに対する緊急の財政支援の必要性が増している中で、これらの施策の組合せをどう考えるか。

### 全面総報酬割を導入した場合の各保険者の支援金負担額の変化(H25年度推計)

		協会けんぽ	健保組合	共済	被用者保険計
現行	2/3 加入者割	1兆2,800億円	1兆1,100億円	3,500億円	2兆7,500億円
	加入者数	3,380万人(47%)	2,880万人(40%)	900万人(13%)	7,180万人
	1/3 総報酬割	5,300億円	6,100億円	2,200億円	1兆3,700億円
	総報酬額	70.7兆円(39%)	81.3兆円(45%)	28.7兆円(16%)	181.0兆円
	計①	1兆8,100億円	1兆7,300億円	5,700億円	4兆1,200億円
全面総報酬割②		1兆6,000億円	1兆8,500億円	6,500億円	4兆1,200億円
負担額の変化②-①		▲2,100億円*	1,300億円	800億円	±0億円

\* 全面総報酬割を導入した場合、健保組合・共済組合との財政力の違いに着目した**協会けんぽの支援金負担への国庫負担(H25年度2,100億円)は不要となる**。なお、この場合、**協会けんぽの保険料負担は±0となる**。  
\* 協会けんぽに対する国庫補助率20%への引上げを実施した場合、公費所要額2,100億円（全面総報酬割ベース）。

### 総報酬割拡大により負担増・負担減となる保険者数(H25年度推計)

	健保組合	共済
負担増	880	83
負担減	564	2

※ 全面総報酬割を導入した場合の各保険者の支援金負担額の変化については、後期高齢者支援金に係る前期納付金分も含む。  
被用者保険計には、全国土木国保組合を含む。

※ いずれも2011年度賦課ベースに基づく推計